

私立幼稚園における2歳児接続保育事業の 利用を希望される皆様へ

- 保護者の方の仕事や介護等により、お子様の保育が必要と京都市が認定した2歳児（2歳の誕生日を迎えてから、原則として3歳に到達するまでの間）の私立幼稚園（事業実施園に限る）の利用料が軽減されます（※注）。
- 幼稚園から給食が提供されます。
- 3歳に到達した場合、そのまま継続して幼稚園に入園できます（多くの幼稚園が平日・長期休業期間も預かり保育を実施しています）。
- 御利用に当たっては、お住まいの区役所・支所（保健福祉センター子どもはぐくみ室）に教育・保育給付認定申請を行い、保育が必要である旨の認定（3号認定）を受けていただく必要があります。

～「教育・保育給付認定」とは？～

「教育・保育給付認定」とは、市町村が家庭の状況や保育を必要とする状況を確認し、子ども・子育て支援法に基づき、保育所等を利用することについて市町村（京都市の場合は区役所・支所）が認定をするものです。

2歳児接続保育の利用に当たってもこの認定が必要です。

満年齢	認定区分	
	教育（幼稚園利用）	保育（保育施設・事業所利用）
0歳～2歳	—	3号認定（本事業の対象者）
3歳～5歳	1号認定	2号認定

（※注）事業実施園であるかどうかや、具体的な開園時間、受入開始時期、利用料金の軽減額は、園によって異なりますので、詳細については各園にお問い合わせください。

また、利用料軽減の対象となるのは京都市民のみです。

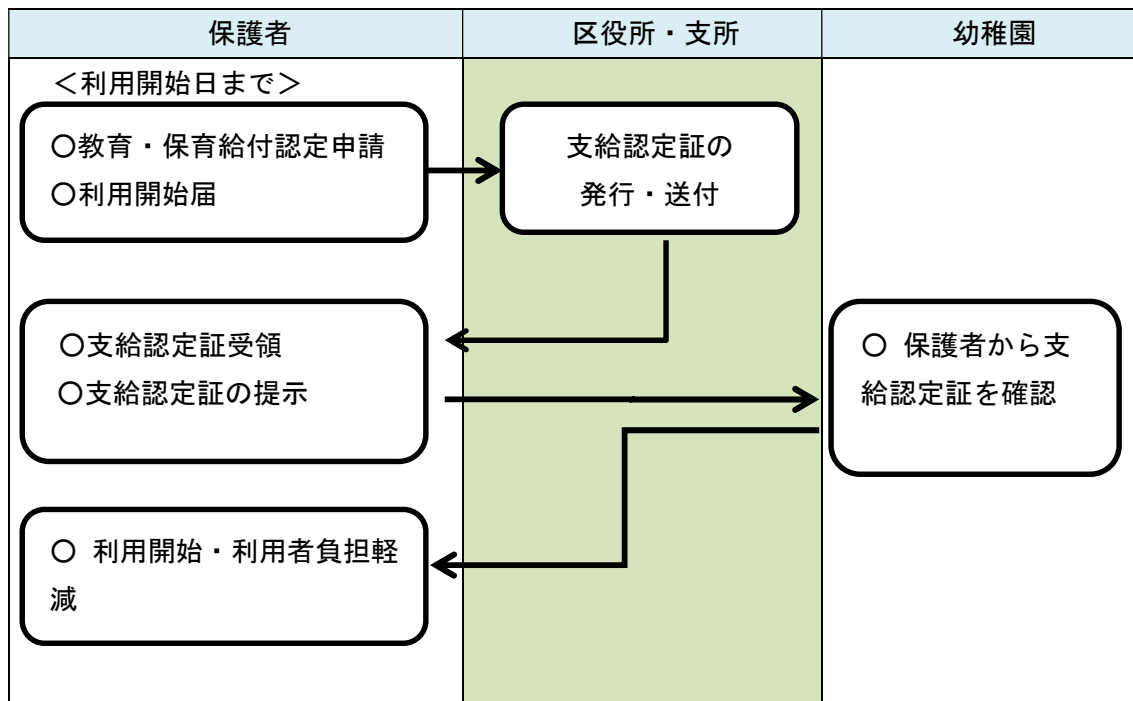
具体的な手続は裏面を御参照ください→

保護者の皆様に行っていただく手続について

保護者の方の仕事や介護等により、お子様の保育が必要と京都市が認定した2歳児（2歳の誕生日を迎えてから、原則として3歳に到達するまでの間）の私立幼稚園（事業実施園に限る）の利用料が軽減される制度を「2歳児接続保育事業」といいます。

以下、この制度を利用される場合の手続をお知らせします。

《利用開始までの流れ》



1 利用を開始する場合

2歳児接続保育の利用を開始する前に、お住まいの地域の区役所・支所保健福祉センター子どもはぐくみ室子育て推進担当の窓口（以下「区役所・支所」、9ページに記載）へ教育・保育給付認定申請を行い、京都市から認定（3号認定）を受ける必要があります。

認定を受けるためには、保育を必要とする理由（詳細は7ページ参照）に保護者のいずれかが該当する必要があります。

手続に必要な提出書類は以下のとおりです。

＜必要提出書類＞

- (1) 教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書（1／2のみ）
- (2) 個人番号（マイナンバー）申告書
- (3) 保育が必要な理由書
- (4) 各理由に応じた必要添付書類（下表参照）
- (5) 私立幼稚園における2歳児接続保育 利用開始届

（注）既に教育・保育給付3号認定を受けておられる方については、(1)～(4)の書類の提出を省略することができます（この場合、「(5) 私立幼稚園における2歳児接続保育 利用開始届」のみ提出してください）。

（注）区役所・支所へ提出する申請書類を幼稚園が保護者に代行して提出する場合は、幼稚園職員がマイナンバーを確認できないよう、「(2) 個人番号（マイナンバー）申告書」については封筒に封緘して園に提出してください。

（注）以下の日付欄については、区役所へ提出される日を御記入ください。

○教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書（1／2）の「申請日」と「認定開始希望日」

○私立幼稚園における2歳児接続保育 利用開始届の「届出日」

	就 労 証 明 書	母子健康手 帳の写し又 は出産証明 書	診断書、障害者 手帳等の写し	スケジュール 申 告 書	り 災 証 明 書	在 学 証 明 書
①就労	○			時間が不規則の方		
②妊娠・出産		○				
③疾病・障害			○（*注1）	生活制限がない方		
④介護・看護			○	○		
⑤災害復旧					○	
⑥求職活動				（*注2）		
⑦就学				○		○
⑧育休継続	○					
⑨その他	区役所・支所に御相談ください					

（*注1）身体障害者手帳，精神障害者保健福祉手帳をお持ちの場合，手帳の写しは原則不要ですが，京都市で確認できない場合は提出を依頼する場合があります。

（*注2）求職活動申告書及び活動内容を証明する書類（ハローワークカード（写）等）

※ 2歳児接続保育と認可保育施設・事業所（保育園や小規模保育事業所等）を同時に利用することはできません（認可保育施設・事業所を利用されている方が2歳児接続保育を利用する場合、既に利用されている認可保育施設・事業所を退園する必要があります）。

※ 申請の結果、保育を必要とする理由が認められれば、京都市から「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定証」（以下「支給認定証」といいます。）を交付します。支給認定証は、幼稚園経由ではなく保護者に直接通知します。

※ 支給認定証の送付には、申請をいただいてから2週間程度かかる見込みです（ただし、認定の有効期間は申請日（＝区役所・支所が申請書を受領した日）に遡及して適用されるため、2歳児接続に係る利用者負担軽減は認定申請日から適用されます）。

支給認定証が送付されましたら、利用を希望されている幼稚園に提示してください。

※ 教育・保育給付認定を申請した結果、却下となった場合は、2歳児接続保育の対象とはなりません（ただし、却下となった場合でも、幼稚園の自主事業による2歳児保育の利用を妨げるものではありません）。

※ 2歳児接続保育の対象は京都市民のみ（他の市町村から3号認定を受けている場合でも当該園児については利用料軽減の対象外）となりますので御留意ください。

2 利用を終了するとき

お子様が3歳の誕生日（園によっては3歳の誕生日を迎えた次の4月）を迎えたことによって、幼稚園に継続して入園される場合、2歳児接続保育の利用は自動的に終了となります（2歳児接続保育の利用終了に当たって特別な手続は不要です）。ただし、幼児教育・保育の無償化に係る認定手続きが必要となります。（「3幼児教育・保育の無償化に係る取扱い」を御参照ください。）

また、お子様が2歳児接続保育による利用料軽減を受けられている間（3歳到達により幼稚園に継続入園されるまでの間）に以下のいずれかの事由に該当した場合は、保護者の方に手続きをしていただく必要がありますので、以下の手続きを御参照ください。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 教育・保育給付認定の有効期限が到来する場合(2) 家庭の状況や保育が必要な状況が変わった場合(3) 2歳児接続保育の利用を終了する場合（転園・退園等） |
|---|

(1) 教育・保育給付認定の有効期限が到来する場合

保育を必要とする理由によっては、お子様が3歳の誕生日（園によっては3歳の誕生日を迎えた次の4月）を迎え幼稚園に入園されるまでに、教育・保育給付認定の有効期限が到来する場合があります（例えば、保育を必要とする理由が「求職活動」の場合、教育・保育給付認定の有効期限が3箇月しかないため）。

教育・保育給付認定の期限が到来し、更新手続きをされないまま放置されますと、2歳児接続保育による利用料の軽減が受けられなくなりますので、認定有効期限が切れる前に、再度以下の書類をお住まいの区役所・支所に提出してください。

<必要提出書類>

- 教育・保育給付認定変更申請・届出書
- 保育が必要な理由書
- 各理由に応じた必要添付書類（3ページと同じですので御参照ください）

(2) 家庭の状況や保育が必要な状況が変わった場合

家庭の状況や保育が必要な状況が変わった場合には、申請や届出が必要ですので、お手数ですがお住まいの地域の区役所・支所であらためて手続きをしていただきますようお願いいたします。

提出が必要な主な事例	提出が必要な書類	締切日
保育を必要とする理由を変更する場合 (就労→求職活動など)	教育・保育給付認定変更申請・届出書 (・保育が必要な理由書 ・保育が必要な理由に応じた添付書類(3ページ参照))	「保育を必要とする理由」を変更する場合は、変更希望月の前月25日
市内で転居することになる場合、世帯構成が変わる場合など (世帯員の転出、婚姻など)	教育・保育給付認定変更申請・届出書	その他の変更は、変更月25日

※ 月途中での認定変更は原則としてできません。変更の適用は、申請いただいた翌月当初からとなります。

(3) 2歳児接続保育の利用を終了する場合（転園・退園等）

2歳児接続保育による利用料軽減を受けている間（3歳到達により幼稚園に継続入園されるまでの間）に以下の①～③のいずれかの事由に該

当した場合は、「私立幼稚園における2歳児接続保育 利用終了届」を提出してください。

- ① 退園（2歳児接続保育の利用終了）
- ② 保育が必要な理由に該当しなくなった（離職による3号認定非該当等）
- ③ 市外転出（同一の幼稚園を継続して利用される場合でも、住民票を京都市外に移した場合は、2歳児接続保育に係る利用料軽減の対象外となります）

教育・保育給付認定手続に必要な様式は、各幼稚園にお尋ねいただくか、京都市ホームページ「京都市情報館」>健康・福祉・教育>子ども子育て支援・少子化対策>私立幼稚園>私立幼稚園における2歳児接続保育事業について>からダウンロードできますので、必要に応じて御使用ください。
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000244994.html>)

3 幼児教育・保育の無償化に係る取扱い

幼児教育・保育の無償化は、「満3歳到達（3歳の誕生日の前日）から小学校就学までの間にある全ての子ども」と、「満3歳未満児の市民税非課税世帯に属する子ども」が対象となります。

したがって、2歳児接続保育については市民税非課税世帯に該当する場合のみ無償化の対象となります。2歳児接続保育利用者のうち無償化の対象者となる方には、京都市から必要な手続きを別途お知らせします。

なお、満3歳到達後は全ての子どもが無償化の対象になりますので、満3歳になる前に幼稚園から認定申請に必要な書類を受け取り、必要事項を御記入のうえ園に提出してください（京都市が無償化に係る認定申請書を受理した日から無償化の対象になりますので、お早めに御提出ください）。

(参考)「教育・保育給付認定」を受けるための「保育が必要な理由」について

「保育が必要な理由」とは、家庭において児童が保育を受けることが困難な理由のことで、主に次の9項目を設定しています。保育を利用する際には、このいずれかの理由に**保護者のいずれもが**当てはまる必要があります。

保育を必要とする理由及び基準	保育必要量 (※1)		教育・保育給付認定の期間 (最長)
	短時間 (8時間)	標準時間 (11時間まで)	
①就労 (内定) 1箇月48時間以上就労していること	●	● ※2	3号：満3歳の前日まで 2号：卒園まで
②妊娠・出産 妊娠中であるか出産後間がないこと	※3	●	妊娠がわかったときから、出産日から8週間後の月末まで
③保護者の疾病・障害 病気にかかっていたり負傷したり、精神・身体に障害があること	●	● ※2	3号：満3歳の前日まで 2号：卒園まで
④同居又は長期入院等している親族の介護・看護 親族を常時介護・看護していること	●	● ※2	
⑤災害復旧 災害の復旧に当たっていること	※3	●	
⑥求職活動 (起業準備を含む) 求職活動を継続的に行っていること ※月48時間未満の就労の場合も含む	●	—	約3箇月
⑦就学 ・学校教育法に規定する学校等に在学していること ・職業能力開発促進法に規定する職業訓練等を受けていること	●	● ※2	卒業 (修了) 予定日の月末まで
⑧育児休業取得中に継続利用が必要であること 上の子どもがすでに保育を利用している場合は、下の子どものために育児休業を取っても、上の子どもについては、保育を利用することができるということ	●	—	市町村が認める期間
⑨その他、上記に準じる状態として市町村が認める場合 上記に準じる状態のため保育が必要であること	●	● ※2	

※1 保育が必要な時間を保育必要量として認定しますが、2歳児接続保育については、短時間・標準時間のいずれの認定が出た場合であっても、幼稚園と保護者の間で取り決めた時間を利用することができます (京都市から利用時間の指定や制約をするものではありません)。

※2 短時間と標準時間の両方に●がついているものは、提出された資料により、判断します。

※3 ②妊娠・出産、⑤災害復旧については、保護者が希望する場合に限り、短時間で認定できます。

◆ 保護者（教育・保育給付認定）関係様式一覧

様式番号	様式名	主な目的
1 (1)	教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書 (1 / 2)	○ 2 歳児接続保育の新規利用を申し込む
1 (3)	個人番号 (マイナンバー) 申告書	
2	保育が必要な理由書	○ 2 歳児接続保育の新規利用を申し込む ○ 保育を必要とする理由を変更する
3	就労証明書	○ 2 歳児接続保育の新規利用を申し込む ○ 就労先が決まった, 変更になる ○ 育休を取得する (育児休業期間記載のもの)
4	スケジュール申告書	○ 2 歳児接続保育の新規利用を申し込む ○ 不規則勤務, 就学, 介護・看護をしている場合 ○ 疾病・障害を理由としている場合
4-2	求職活動申告書	○ 保育を必要とする理由が「求職活動」の場合に活動内容を申告する
1 4	私立幼稚園における 2 歳児接続保育 利用開始届	○ 2 歳児接続保育の新規利用を申し込む
I-05	教育・保育給付認定変更申請・届出書	○ 保育を必要とする理由を変更する ○ 支給認定証に記載されている内容を変更する ○ 市内で住所を変更する
I-07	支給認定証再発行申請書	○ 支給認定証を再発行する
1 5	私立幼稚園における 2 歳児接続保育 利用終了届	○ 3 歳 (園によっては 3 歳児) 到達までに, 2 歳児接続保育の利用を終了 (市外転出の場合等を含む) する

◆ 京都市関係窓口（保健福祉センター子どもはぐくみ室 子育て推進担当）

区役所・支所名	所在地	電話
北区役所	北区紫野西御所田町 56	432-1284
上京区役所	上京区今出川通室町西入堀出シ町 285	441-5119
左京区役所	左京区松ヶ崎堂ノ上町 7-2	702-1114
中京区役所	中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町 521	812-2543
東山区役所	東山区清水五丁目 130-6	561-9350
山科区役所	山科区柳辻池尻町 14-2	592-3247
下京区役所	下京区西洞院通塩小路東上る東塩小路町 608-8	371-7218
南区役所	南区西九条南田町 1-2	681-3281
右京区役所	右京区太秦下刑部町 12	861-1437
右京区役所京北出張所	右京区京北周山町上寺田 1-1	852-1815
西京区役所	西京区桂良町 1-2（保健福祉センター別館）	381-7665
洛西支所	西京区大原野東境谷町二丁目 1-2	332-9195
伏見区役所	伏見区鷹匠町 39-2	611-2391
深草支所	伏見区深草向畑町 93-1	642-3564
醍醐支所	伏見区醍醐大構町 28	571-6392
京都市子ども若者はぐくみ局 幼保総合支援室	中京区烏丸通御池下る虎屋町 566-1 井門明治安田生命ビル 3階	251-2390 FAX:251-2950

- ※ 個別のお子様の教育・保育給付認定に関することについては、お住まいの地域の区役所・支所までお問い合わせください。
- ※ 制度全般に関することについては、子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室までお問い合わせください。
- ※ 保育内容・利用料に関することについては、各幼稚園に直接お問い合わせください。